



3. 借主が前各項の届出を怠ったり、金庫からの通知を受領しない等、借主が責任を負わなければならない事由により、金庫が行った通知、または送付した書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとします。

第20条(報告および調査)

1. 借主は、金庫が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況ならびに借主および保証人の信用状態について直ちに報告し、または調査に必要な便益を提供するものとします。

2. 借主は、担保の状況、または借主および保証人の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じる恐れのあるときは、金庫から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

第21条(保証会社への保証債務履行請求)

1. 第10条または第11条により、借主に残債務全額の返済義務が生じた場合には、金庫は、保証会社に対して残債務全額の返済を請求することができるものとします。

2. 保証会社が借主に代わって金庫に返済した場合は、借主は、保証会社に返済するものとします。

第22条(規定等の変更)

1. 金庫は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定または本契約書において定めた事項(利率、返済額、返済日に関する事項は除く)を変更する必要があるが生じたときには、民法第548条の4の規定に基づいて、変更できるものとします。

2. 金庫は、第1項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。

第23条(その他特約事項)

借主は、事変、災害等金庫の責任によらない事情によって取引ができないことがあることを了承します。

第24条(契約上の地位、債権、権利等の譲渡)

金庫は、将来本契約上の当事者としての地位、または本契約に基づく一切の債権その他の権利を他の金融機関等に譲渡(信託を含む)することができるものとします。

第25条(合意管轄)

本契約について紛争が生じた場合には、金庫の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第26条(準拠法)

借主、保証人および金庫は、本契約書に基づく契約準拠法を日本法とすることに合意します。

1. 証委託契約(以下「本契約」という)に基づく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。

2. 保証会社による保証は、保証会社が保証を適当と認め保証決定した後、私と金融機関との間で原契約が成立したときに効力が生じるものとします。

3. 本契約に基づく保証委託の有効期限は、私と金融機関との間の原契約の取引期限と同一とし、原契約が更新され、または期間延長されたときは、当然に本契約も更新され、または本契約に基づく保証委託の期間も延長されるものとします。

第2条(保証の解除)

私は、原契約期間満了前においても、私に第4条第1項各号のいずれかの事由が発生したとき、その他保証会社が必要と認めたときは、保証会社に本契約を解除されても異議はありません。

第3条(担保)

1. 私は、私の保証会社に対する求償債務の担保のため、保証会社が求めたときは、保証会社が指定する担保を差し入れます。

2. 私は、私の實力ならびに信用等に著しい変動が生じたときは、遅滞なく保証会社に通知し、保証会社が指定する担保を差し入れます。

3. 私が物的担保を差し入れるときは、この約款によるほか、保証会社との間で別途担保権設定契約書を締結します。

第4条(求償権の事前行使)

1. 私に次の各号の事由がひとつでも生じたときは、保証会社は第5条第1項の代位弁済前に求償権を行使することができるものとします。

(1) 仮差押、仮処分、強制執行、競売、公租公課の滞納処分等の申立てを受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到着したとき、民事再生手続開始、破産手続開始等の裁判上の倒産処理手続開始の申立てをしたとき、又は申立てを受けたとき、任意整理又は法的整理の開始を保証会社に通知したとき

(2) 振出した手形、小切手が不渡りとなったとき、若しくは電子記録債権が支払い不能となったとき

(3) 被保証債務の一部でも履行を遅滞したとき

(4) 金融機関又は保証会社に対する他の債務が期限の利益を喪失したとき

(5) 金融機関又は保証会社に対する住所変更の届出を怠る等私の責めに帰すべき事由によって、保証会社において私の所在が不明となったとき

(6) 第9条に該当することが判明したとき

2. 私は、保証会社が前項各号により求償権を行使する場合には、民法461条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。

3. 私は第1項各号のひとつでも該当していることを保証会社が金融機関に通知しても異議はありません。

第5条(代位弁済)

1. 私が金融機関に対する債務の履行を遅滞したため、又はその他金融機関に対する債務の期限の利益を喪失したため、保証会社が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、私に対して何ら通知、催告を要せず、履行の方法、金額などについては金融機関と保証会社間の約定に基づいて、弁済されても異議はありません。

2. 保証会社の前項の弁済によって金融機関に代位する権利の行使に関しては、私が金融機関との間で締結した契約のほか、本契約の各条項が適用されます。

第6条(求償権の範囲)

保証会社が第5条第1項の弁済をしたとき、又は第4条第1項により事前求償権を行使したときは、私は保証会社に対し、その求償金、及びこれらに対する弁済の翌日又は事前求償権行使日の翌日から完済まで年14.6%(1年を365日とする日割計算。ただし、うるう年の場合は1年を366日として計算)の割合による遅延損害金ならびに求償権の行使に要した費用その他一切の損害を支払います。

第7条(弁済の充当順位)

私の弁済額が、本契約から生ずる保証会社に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序、方法により充当できます。なお、私について、保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。

第8条(調査、報告)

1. 私の氏名、住所、電話番号、職業等申込書記載の各事項について変更があったときは、直ちに保証会社に対して書面により届け出るものとし、保証会社の指示に従います。

2. 私の財産、経営等について保証会社から請求があったときは、直ちに保証会社に対して報告し、保証会社の指示に従います。

3. 保証会社が、私について、その財産、収入、信用等を調査しても何ら異議はありません。

4. 私について、家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見の開始、若しくは任意後見監督人が選任された場合は、直ちに金融機関を通じ保証会社に届け出るものとします。

第9条(反社会的勢力の排除)

1. 私は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関係企業

(5) 総会屋等

(6) 社会運動等標ぼうゴロ

(7) 特殊知能暴力集団等

(8) 前各号の共生者

(9) その他前各号に準ずる者

2. 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号のひとつでも該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて保証会社の信用を毀損し、又は保証会社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

第10条(借入約定)

私は、保証会社の連帯保証により金融機関と取引することについては、本契約のほか、私と金融機関との間で締結した原契約の各条項に従います。

第11条(合意管轄)

本契約に関し紛争が生じたときは訴訟のいかんにかかわらず私は保証会社の本、支店、営業所、管理センター所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第12条(住民票の取得・利用)

私は、本申込みに係る審査のため、又は債権管理のために、保証会社が必要と認めた場合には、私の住民票を保証会社が取得し利用することに同意します。なお、私は、保証会社が住民票取得に際し、私との契約書の写し・保証会社の債権状況を証する資料・その他交付条件とされた資料を行政機関に提出することに異議はありません。

第13条(約款の変更)

金融情勢の変化、その他相当の事由があるときは、保証会社は、変更内容を公表すること等により約款の変更をすることができるものとします。なお、この約款の内容は保証会社と金融機関との保証に関する契約書が改定されたときは、別段の定めがある場合を除きこれによって当然に変更されるものとします。

様式 8306(10年)24.04